

## APEC エンジニアと IPEA 国際エンジニアとの比較

	APEC エンジニア	IPEA 国際エンジニア
沿 革	<p>APEC エンジニア相互承認プロジェクトは、1995年に大阪で開催されたAPEC首脳会議において、技術者のAPEC域内流動化の促進が決議されたことが契機。</p> <p>参加国間でプロジェクト開始のための準備が進められた結果、2000年11月1日以降プロジェクトが開始。</p> <p>APEC エンジニア（当初、5要件）として登録を受けた技術者は、技術者としての能力がAPEC域内で実質的に同等であることが証明され、APEC域内に共通のAPEC エンジニアという称号を受けたことになる。</p> <p>この段階で、APEC エンジニアは、技術レベルの証明として、この称号を用いることが可能。</p>	<p>1996年3月にワシントンアコード(*) 加盟団体間で、経験をつんだ技術者の国際登録を実現させる方策が話し合われたのが始まり。</p> <p>1997年1月の会議から(社)日本技術士会（現IPEA モニタリング委員会事務局）もオブザーバーとして参加。</p> <p>1997年10月の会議でEMF（ENGINEERS MOBILITY FORUM、技術者流動化フォーラム）という名称の枠組みを設立することが合意され、その後の協議を経て2001年6月の南アフリカでの会議で、11のエコノミーの民間技術者団体がEMF定款に署名し、EMFプロフェッショナルエンジニア国際登録を開始することに合意。</p> <p>(*) ワシントンアコード：技術者教育認定団体の協定。</p>
	<p>2012年にシドニーで開催されたIEA総会において、APEC エンジニア、EMF（Engineers Mobility Forum）及びETMF（Engineering Technologist Mobility Forum）の3つの技術者国際登録枠組みは、それぞれの基本文書を統合し、IPEA 国際エンジニアの基本的枠組みを定めた「EMF定款」は、IEAコンピテンス協定の中の「IPEA 国際エンジニア協定」として再編成。登録要件は、7要件となり、基本的に同要件。</p>	
相互認証	<p>今後、関係する二国間又は多国間の政府間での協議が整うことが必要。</p> <p>この場合、協議の内容如何によっては、相互承認のための補足審査や追加的条件等が課せられる場合がある。</p> <p>※日本は、豪国との間で「機械」「電気」「化学」分野において、相互承認を行う枠組み文書を署名。（2003年10月1日署名）</p>	<p>IPEA 国際エンジニア登録により、技術者としての能力がIPEA加盟エコノミー間において、同等とみなされる。</p> <p>日本のIPEA 国際エンジニアはIntPE(Jp)の称号を使用することが可能。</p> <p>※ただし、アメリカはIntPEの称号を採択していない。</p> <p>※なお、IPEA 国際エンジニアはIntPEの称号を使用する場合、他国の規制や条件に従うことが求められている。</p>
参 加 国	<p><b>15 エコノミー（暫定エコノミーを含む。）</b></p> <p>オーストラリア、カナダ、台湾、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、アメリカ、タイ</p>	<p><b>18 エコノミー（暫定エコノミーを含む。）</b></p> <p>オーストラリア、カナダ、台湾、香港、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、アメリカ、インド、アイルランド、南アフリカ、スリランカ、イギリス、ロシア、バングラディッシュ、パキスタン</p>
政府との関わり	<p>各エコノミーのエンジニア協会と政府が協力して取り組み</p>	<p>IPEA に加盟するエンジニア協会の合意により運用（各エコノミーの政府は主体的にはかかわっていない）</p>